

プラスチック使用製品廃棄物 の分別収集の手引き

令和4年1月

環境省 環境再生・資源循環局

リサイクル推進室

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	2022年1月19日	初版

目次

1. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	1
(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の仕組み	1
(2) 分別収集物の基準	2
(3) 本手引きの位置づけ	3
2. 分別収集物に含めてはいけないもの	4
(1) 汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物（第3号関係）	4
(2) 他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの（第4号関係）	4
(3) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの（第5号関係）	7
3. 分別収集物に含めてよいもの、その他の要件	10
(1) 原材料が主としてプラスチックであるプラスチック容器包装廃棄物（第3号イ関係）	10
(2) 原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（第3号ロ関係）	10
(3) 圧縮されていること（第2号関係）	18
(4) (1)及び(2)以外ものが付着し、又は混入していないこと（第3号関係）	18

1. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の仕組み

これまでプラスチック製容器包装は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」といいます¹。）に基づき、分別収集、リサイクルが進められてきましたが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として収集、処分されています。

同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装は資源物等として収集され、プラスチック使用製品は可燃物等として収集されるというわかりにくい状況にあったため、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「法」といいます。）では、プラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクル（再商品化）を可能とする仕組みを設けました。

具体的には、法第31条に基づき、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこととなっています。これにより収集したプラスチック使用製品廃棄物については、

- ①法第32条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、リサイクルを行う方法
- ②法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法

を市区町村の状況に応じて選択することができます。

- ① を選択した市区町村は、環境省が定める「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号。以下「環境省令」といいます。）に従って分別収集する必要があります。
- ② を選択した市区町村は、上記の分別収集物の基準の適用はありません。別途定める「再商品化計画の認定申請の手引き」を参照してください。

¹ 法及び環境省令等においては「容器包装再商品化法」と規定されています。

(2) 分別収集物の基準

(1)①の場合に適用される環境省令の分別収集物の基準については次のとおりです。

分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和4年環境省令第1号）

（分別収集物の基準）

第一条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（第三号イにおいて「法」という。）第三十二条の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。

二 圧縮されていること。

三 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着し、又は混入していないこと。

イ 法第三十三条第二項第一号に規定するプラスチック容器包装廃棄物

ロ プラスチック使用製品廃棄物（イに掲げるものを除く。）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの

四 前号ロに掲げるもののうち、他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているものであって、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。第六号において「容器包装再商品化法」という。）第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうち、飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げる物品であって、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったもの

ロ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったもの

ハ 一辺の長さが五十センチメートル以上のもの

五 第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害する

おそれのあるものであって、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）

ロ 点滴用器具その他の人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

六 容器包装再商品化法第二条第六項の規定に基づき指定された施設において保管されているものであること。

(3) 本手引きの位置づけ

本手引きは、環境省令の分別収集物の基準を補完して説明するものであり、市区町村は、法第31条及び本手引きに基づき、分別の基準を定めます。その分別の基準において、本手引きに定める範囲からさらに対象を絞って収集する（例：プラスチック素材100%のものに限定する）ことも可能です。

(1)②の認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法を選択した市区町村においては、環境省令の分別収集物の基準の適用はありませんが、法第31条の分別基準の策定や、法第33条の再商品化計画の認定申請に当たっては、リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、特に「2. 分別収集物に含めてはいけないもの」を十分に参考にしてください。

2. 分別収集物に含めてはいけないもの

以下に、環境省令の分別収集物の基準に照らして分別収集物に含めてはいけないものについて示します。

(1) 汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物（第3号関係）

食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。

(2) 他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの（第4号関係）

① ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの（第4号イ関係）

主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、

- ・ 飲料
- ・ しょうゆ
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品²であって、同告示第2号の規定³に

² 一 しょうゆ加工品（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。）

二 アルコール発酵調味料（次のいずれかに該当するものであって、酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。ロにおいて同じ。）として飲用することができない処置を施したものをいう。）

イ 米、米麴又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ イに掲げるものに砂糖類、酒類、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

三 みりん風調味料（主たる原料として砂糖類、米及び米麴を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分（酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。）が一度未満、エキス分（同条第二号に規定するエキス分をいう。）が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。）

四 食酢

五 調味酢（主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。）

六 ドレッシングタイプ調味料

³ 食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充填したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できるものでなければならない。

適合するものを充填するための容器
は含めることができません。

② 使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの（第4号口関係）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。

有線通信機械器具	電話機
	ファクシミリ装置
無線通信機械器具	携帯電話端末・PHS 端末
	カーナビゲーションシステム
ラジオ受信機及び テレビジョン受信機	ラジオ受信機
映像用機械器具	デジタルカメラ
	ビデオカメラ
	ディー・ブイ・ディーレコーダー
	ビデオテープレコーダー
	HDD レコーダー
	BD レコーダー/プレーヤー
	チューナー
	STB（セットトップボックス）
電気音響機械器具	デジタルオーディオプレーヤー（HDD）
	デジタルオーディオプレーヤー （フラッシュメモリー）
	MD プレーヤー
	CD プレーヤー
	デッキを除くテープレコーダー
	ヘッドホン及びイヤホン
	ステレオセット
	IC レコーダー
	補聴器
パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ
記憶装置	磁気ディスク装置
	フレキシブルディスク装置
	光ディスク装置

	USB メモリ
	メモリーカード
印刷装置	プリンター
表示装置	ディスプレイ
電子書籍端末	電子書籍端末
電動ミシン	電動ミシン
電動工具	電気グラインダ
	電気ドリル
	電気ハンドシャワー
	電気かんな
事務用電気機械器具	電子卓上計算機
	電子辞書
計量用又は測定用の電気機械器具	ヘルスマーター
医療用電気機械器具	家庭用電気・光線治療器
	家庭用磁気・熱療法治療器
	家庭用吸入器
	家庭用医療用物質生成器
	電子血圧計
	電子体温計
フィルムカメラ	フィルムカメラ
台所用電気機械器具	ジャー炊飯器
	電子レンジ
空調用電気機械器具	扇風機
	電気除湿器
衣料用又は衛生用の電気機械器具	電気アイロン
	電気掃除機
	床磨き機
	ズボンプレス
保温用電気機械器具	電気こたつ
	電気ストーブ
理容用電気機械器具	ヘアドライヤー
	ヘアーアイロン
	電気バリカン
	電気かみそり・洗浄機

	電動歯ブラシ
電気マッサージ器	電気マッサージ器
運動用電気機械器具	ランニングマシン
園芸用電気機械器具	電気芝刈機
電気照明器具	蛍光灯器具（蛍光灯・電球は対象外）
	懐中電灯
電子時計及び電気時計	時計
電子楽器及び電気楽器	電気ギター
	電子キーボード
電子玩具及び電動式玩具	ゲーム機
	ハンドヘルドゲーム
	ハイテク系トレンドトイ
特定対象品目	タブレット型情報通信端末
	カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICS（道路交通情報システム）ユニット、ETC 車載ユニット）
	これらの付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）

③ 一辺の長さが 50cm 以上のもの（第 4 号ハ関係）

一辺の長さが 50cm を超えるものは含めることができません。ただし、長さが 50cm を超える PP バンド、ロープ等は、50cm 未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることが可能です。雨合羽、レジャーシートは、広げると 50cm を超えるものであっても、50cm 未満になるように切断した状態になっていれば含めることが可能です。

なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に 50cm 未満になっていれば、住民からの収集の段階で 50cm 以上のものであっても含めることは可能です。

(3) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの（第 5 号関係）

① 分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（第 5 号イ関係）

ア リチウムイオン蓄電池を使用する機器

近年、廃棄物の収集運搬やリサイクルの現場において、加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等が原因と考えられる発火トラブルが

近年増加しています。乾電池やその他の電池についても発火の可能性があります。特にリチウムイオン蓄電池は、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、高い発火リスクがあります。

実際にリサイクル工程の第一段階であるベール解砕機や破袋機の刃によって、リチウムイオン蓄電池が押し潰されて、発火する事故が起こっているため、リチウムイオン蓄電池を使用する機器が絶対に混入しないように住民に対してよく周知するとともに、選別を徹底してください。



(出典) 環境省ホームページ

(https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

※リチウムイオン蓄電池を使用する機器についてより詳細を確認したい場合は、「環境省 令和2年度リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務結果」の添付資料をご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>)

イ 分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの

リチウムイオン蓄電池を使用している製品以外に、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等もリサイクル工程において、発火の危険性があるため、選別を徹底してください。

② 人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの（第5号口関係）

点滴用器具（輸液パック部分は除く。）、注射針、注射器等は含めることができません。

③ その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの（第5号ハ関係）

ア 刃物等

カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラスの破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるものは含めることができません。

イ リサイクル設備に影響を与えるもの

まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチックは、破袋機、破碎機を損傷させる危険性があるため含めることができません。

繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、鞆、ハンドバッグ、ポーチ）は、リサイクルすることが困難であるため、含めることができません。

3. 分別収集物に含めてよいもの、その他の要件

以下に環境省令の分別収集物の基準に照らして分別収集物に含めてよいものやその他の要件について示します。2. の分別収集に含めてはいけないものとあわせて参照ください。

(1) 原材料が主としてプラスチックであるプラスチック容器包装廃棄物（第3号イ関係）

容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（2. (2)①に示すポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったものを除く。）を含めることができます。法に基づき、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を分別収集する場合は、「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」（平成7年厚生省令第61号）ではなく、いずれも環境省令の分別収集物の基準が適用されます。

なお、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック容器包装廃棄物のみを分別収集する場合は、プラスチック容器包装廃棄物について、「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」が適用されます。プラスチック容器包装廃棄物のうち、白色の発泡スチロール製食品トレイのみを分別収集することも引き続き可能です。

(2) 原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（第3号ロ関係）

「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものであり、これに該当するものとして、分別収集物に含めてよいものの例を次に示します。

なお、次に示すものの例は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければならないものではありません。

No.	品目	備考
1	アイスクリーム棒	プラスチック製のものに限る
2	アクリル板	50cm未満のものに限る 手で曲げることが可能なもの（厚さ5mm程度未満の

		もの)に限る
3	雨合羽	プラスチック製のものに限る 50cm未満に切断したものに限る
4	網戸の網	プラスチック製のものに限る 50cm未満に切断したものに限る
5	編み針	プラスチック製のものに限る
6	泡立て器	プラスチック製のものに限る 柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものは除く 電動式のハンドミキサーは除く
7	囲碁・将棋の駒	プラスチック製のものに限る
8	囲碁・将棋盤	プラスチック製のものに限る 手で曲げることが可能なもの(厚さ5mm程度未満のもの)に限る
9	衣装ケース	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
10	椅子	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
11	犬小屋	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
12	印鑑	プラスチック製のものに限る
13	植木鉢	プラスチック製のものに限る 土は除去すること
14	ウォーターダンベル	プラスチック製のものに限る 水を抜いたものに限る
15	浮き輪・浮き袋	プラスチック製のものに限る 50cm未満に切断したものに限る ゴム製のもの除く
16	うちわ	骨組みがプラスチック製のものに限る
17	絵の具パレット	プラスチック製のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る

18	MD ミニディスク	
19	オカリナ	プラスチック製のものに限る
20	おけ桶、洗面器	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
21	おたま	プラスチック製のものに限る 柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものは除く
22	お盆、トレイ	プラスチック製のものに限る
23	おもちゃ	プラスチック製のものに限る ゴム製のものは除く 電気式、電池式のものは除く 一部金属を使用しているもので、安全に取り外せる場合はできるだけ除去する
24	お椀	プラスチック製のものに限る
25	カード	プラスチック製のものに限る
26	カーラー	プラスチック製のものに限る 電気式、電池式のものは除く
27	買物籠	プラスチック製のものに限る
28	額ぶち	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る ガラスの部分は除く
29	カスタネット	プラスチック製のものに限る
30	カセットテープのケース	
31	カセットテープのテープ	テープを 50cm 未満に切断したものに限る
32	画板	板部分がプラスチック製のものに限る
33	花瓶	プラスチック製のものに限る
34	カメラのフィルムケース	
35	カラオケのテープ	テープ部分を 50cm 未満に切断したものに限る
36	キーホルダー	プラスチック製のものに限る チェーン（金属）を外したものに限る
37	金魚鉢	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る

38	クーラーボックス	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
39	くし	プラスチック製のものに限る
40	靴べら	プラスチック製のものに限る
41	クリアファイル	プラスチック製のものに限る
42	クリーニングのビニール袋	
43	クリップ	プラスチック製のものに限る 金属製のものは除く
44	計量カップ	プラスチック製のものに限る
45	化粧品容器	プラスチック製のものに限る 水分及び薬剤は除去すること 空の化粧品容器として販売されているもの(中身入りの化粧品が消費された後の容器は容器包装となる)
46	工具箱	プラスチック製のものに限る
47	コップ	プラスチック製のものに限る
48	ごみ箱	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
49	米びつ	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
50	コンテナボックス(収納ケース)	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
51	皿	プラスチック製のものに限る
52	ざる	プラスチック製のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
53	三角コーナー	プラスチック製のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
54	サンシェード(日除け)	プラスチック製のものに限る
55	CD	
56	CDケース	プラスチック製のものに限る
57	下敷き	
58	支柱・アーチ	プラスチック製のものに限る

		50cm 未満のものに限る
59	湿布離型フィルム	
60	指定収集袋	袋の中身が空であるものに限る
61	自転車の籠	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
62	シャープペンシル	本体がプラスチック製のものに限る
63	修正テープ	テープを 50cm 未満に切断したものに限る
64	収納ケース	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
65	ジョイントマット	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
66	定規・物差し	プラスチック製のものに限る
67	じょうろ	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
68	食器（スプーン、フォーク、箸等）	プラスチック製のものに限る
69	書類ケース	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
70	人工芝	50cm 未満に切断したものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
71	スクイズボトル	
72	スコップ	プラスチック製のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る 柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものは除く
73	ストロー	プラスチック製のものに限る
74	スポンジ	
75	スリッパラック	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
76	製氷皿	
77	洗濯籠	プラスチック製のものに限る
78	洗濯ばさみ	プラスチック製のものに限る

79	洗面器	プラスチック製のものに限る
80	そろばん	プラスチック製のものに限る
81	タオル掛け	プラスチック製のものに限る
82	タッパ型保存容器	
83	樽	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
84	タンブラー	プラスチック製のものに限る
85	茶わん	プラスチック製のものに限る
86	貯金箱	プラスチック製のものに限る
87	ちりとり	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る 柄の部分が金属製等のものは除く
88	突っ張り棒	棒部分がプラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
89	つまようじ	プラスチック製のものに限る
90	DVD	
91	DVDケース	プラスチック製のものに限る
92	テーブルクロス	プラスチック製のものに限る
93	ナイロン袋	化学繊維のものは除く 袋の中身が空であるものに限る
94	生ゴミ処理器	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る 電動式のものは除く
95	波板	プラスチック製のものに限る 50cm 未満に切断したものに限る
96	荷造り紐	プラスチック製のものに限る 50cm 未満に切断したものに限る
97	ネガフィルム (フィルム、ネガ)	テープ部分を 50cm 未満に切断したものに限る
98	ネット袋	プラスチック製のものに限る 袋の中身が空であるものに限る 50cm 未満に切断したものに限る

99	バインダー	板面がプラスチック製のものに限る
100	ハエたたき	プラスチック製のものに限る
101	バケツ	プラスチック製のものに限る
102	バススリッパ	
103	バット(調理器具)	プラスチック製のものに限る
104	発泡スチロール	
105	バドミントンのシャトル	羽の部分がプラスチック製のものに限る
106	歯ブラシ	電動歯ブラシは除く
107	バラン(食材の仕切り)	
108	ハンガー	プラスチック製のものに限る フック部分が金属製のものを含む
109	ピアニカ	プラスチック製のものに限る
110	ビーチマット	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
111	PPバンド(梱包用バンド)	50cm未満に切断したものに限る
112	ビデオテープ	テープを50cm未満に切断したものに限る
113	ビニールクロス	プラスチック製のものに限る 50cm未満に切断したものに限る 裏がゴム製のものは除く
114	ビニールシート	50cm未満に切断したものに限る
115	ビニール袋	50cm未満のものに限る
116	ビニールふろしき	50cm未満に切断したものに限る
117	ピンセット	プラスチック製のものに限る
118	ピンチハンガー	フレーム部分がプラスチック製のものに限る
119	ファイル	面版がプラスチック製のものに限る 一部金属を使用しているもので、安全に取り外せる場合はできるだけ除去する
120	筆箱	プラスチック製のものに限る
121	布団たたき	プラスチック製のものに限る
122	フライ返し	プラスチック製のものに限る 柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものは除く

123	ブラシ	洗浄され、汚れが付着していないものに限る 柄の部分がプラスチック製のものに限る
124	プラモデル	電気式、電池式のもの除く
125	プリンター	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
126	プリペイドカード	
127	ブルーレイディスク	
128	ブルーレイディスクケース	
129	フロッピーディスク	
130	風呂の蓋	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
131	風呂のマット	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る 裏がゴム製のもの除く
132	ヘアクリップ	プラスチック製のものに限る
133	ヘアブラシ	ヘアブラシ本体がプラスチック製のものに限る
134	ペットキャリー	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
135	ベビーバス	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
136	弁当箱	プラスチック製のものに限る
137	ホイールカバー	プラスチック製のものに限る
138	ほうき	柄の部分がプラスチック製のものに限る
139	ボウル (調理器具)	プラスチック製のものに限る
140	ホース類	50cm未満に切断したものに限る
141	ボールペン	本体がプラスチック製のものに限る
142	ボタン	プラスチック製のものに限る
143	哺乳 (ほにゅう) 瓶	瓶本体がプラスチック製のものに限る
144	ポリ手袋	プラスチック製のものに限る ゴム製のもの除く

145	ポリ袋	50cm 未満のものに限る 袋の中身が空であるものに限る
146	ポリ容器（ポリタンク）	内容物が含まれていないこと 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
147	ポンプ、空気入れ	プラスチック製のものに限る
148	マーカーペン	本体がプラスチック製のものに限る インクを使い切ること又は芯を抜くこと
149	まな板	プラスチック製のものに限る 手で曲げることが可能なもの（厚さ 5mm 程度未満のもの）に限る
150	虫かご	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
151	モップ	柄の部分がプラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る モップ糸が取り外せるものに限る
152	湯たんぼ	プラスチック製のものに限る
153	ラック、レターケース	プラスチック製のものに限る 50cm 未満のものに限る
154	ラップ	芯は除く
155	リコーダー	プラスチック製のものに限る
156	レコード	ジャケットは除く
157	ロープ	50cm 未満に切断したものに限る

(3) 圧縮されていること（第 2 号関係）

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られていることをいいます。

また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

(4) (1)及び(2)以外ものが付着し、又は混入していないこと（第 3 号関係）

プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着、混入していないことが求められます。